

2020年5月25日

各位

会社名 エブレン株式会社
代表者名 代表取締役社長 上村 正人
(コード番号: 6599 東証JASDAQ)
問合せ先 取締役管理部長 田中 猛
(TEL. 042-646-7171)

自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年5月25日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所JASDAQスタンダードへの上場に伴う公募による自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 142,900株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2020年6月9日の取締役会で決定する。)
- (3) 払込期日 2020年6月28日(日曜日)
- (4) 募集方法 処分価格(募集価格)での一般募集とし、野村証券株式会社、いちよし証券株式会社及びマネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格(募集価格)と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この公募による自己株式の処分を中止する。
- (5) 処分価格
(募集価格) 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2020年6月18日に決定する。)
- (6) 申込期間 2020年6月19日(金曜日)から
2020年6月24日(水曜日)まで
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 株式受渡期日 2020年6月29日(月曜日)
- (9) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 127,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都日野市
上村 正人 100,000株
東京都八王子市
熊谷 尚登 27,000株

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 40,400株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村證券株式会社 40,400株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 親引けの件

上記1.の公募による自己株式の処分に当たり、当社は、野村證券株式会社に対し、引受株式数のうち、13,400株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 142,900株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 127,000株
オーバーアロットメントによる売出し 40,400株
(※)

(2) 需要の申告期間 2020年6月11日(木曜日)から
2020年6月17日(水曜日)まで

(3) 価格決定日 2020年6月18日(木曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2020年6月19日(金曜日)から
2020年6月24日(水曜日)まで

(5) 払込期日 2020年6月28日(日曜日)

(6) 株式受渡期日 2020年6月29日(月曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である上村正人(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、40,400株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2020年7月22日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、2020年6月29日から2020年7月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数 169,900株

公募による自己株式の処分株式数 142,900株

公募による自己株式の処分後の自己株式数 27,000株

(注) 今回の公募による自己株式の処分に当たり、発行済株式総数は変動いたしません。

3. 調達資金の使途

今回の公募による自己株式の処分における手取概算額 131,041千円(*)は、半導体製造装置関連の新規事業向けとして、①半導体製造装置に実装する試作品の性能評価、

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

及び段階的に予定している量産体制を整えるための設備資金(自動ディスペンサーやダイボンダーなど)として107,000千円、②新規事業における運転資金として24,041千円を充当する予定であり、具体的には以下のとおりであります。

①設備資金の内訳としては、試作を実施している新規事業の製品に関連した評価・量産用の設備投資として、2021年3月期に21,000千円、2023年3月期に86,000千円を予定しております。

②運転資金としては、量産時の仕入増加による在庫支出として、2023年3月期に24,041千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格1,050円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、経営基盤の強化を図りながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保につきましては、財務体質の一層の強化並びに今後の事業拡大のために有効に投資してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上場企業の配当性向の平均水準は30%程度と認識しており、今後の成長投資とのバランスを考えながらも配当水準を引き上げることも検討していきたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
1株当たり当期純利益金額	103.66円	180.02円	179.64円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	10.00円 (一円)	10.00円 (一円)	10.00円 (一円)
実績配当性向	9.6%	5.6%	5.6%
自己資本当期純利益率	6.2%	9.9%	9.1%
純資産配当率	0.6%	0.5%	0.5%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 2017年3月期の1株当たり配当額10.00円には、会社設立45周年記念配当2.50円を含んでおります。

5. ロックアップについて

上記1.の公募による自己株式の処分並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人及び貸株人である上村正人、売出人である熊谷尚登並びに当社の株主であるカーム有限会社、小林寛子、高橋武志、藤野正美、菊水電子工業株式会社、上村和人、上村宏子、上村愛、清水旬、小林一夫、小林剛、山崎万希子、田中猛、森下進、町山佳苗は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2020年9月26日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等は除く。)を行わない旨合意しております。

当社の株主であるエブレン社員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2020年12月25日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2020年12月25日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記1.の公募による自己株式の処分、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上村正人(以下「対象者」という。)は、株式会社三菱UFJ銀行(以下「銀行」という。)に対して、負担する債務の担保として、対象者が保有する株式数641,100株のうち105,000株を提供しており、当該株式には質権が設定されております。対象者が銀行に対する債務を履行しなかった場合、当社株式の売却等を行わない期間(元引受契約

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の 2020 年 9 月 26 日までの期間をいう。）にかかわらず、銀行により質権対象株式の売却が行われ、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。